

平成29年度第15回庁議提案  審議・報告・その他

提出日：平成29年11月6日

担当部・課：北上総合支所地域振興課〔67-2111〕

復興政策部地域協働課〔4232〕

<b>① 件名</b>
石巻市相川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 北上地域の相川地区は、東日本大震災の津波等により壊滅的な被害を受け、地区コミュニティの活動の場の整備が望まれている。今後のコミュニティ再生及び活動拠点として、市は相川地区コミュニティセンターとして整備を進めている。 <b>【目的】</b> 相川地区コミュニティセンターは相川地区におけるコミュニティ活動の再生及び活性化を図る施設であることから、効率的な運営管理を行うため、指定管理者を指定しようとするもの。
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令等】</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年12月19日条例第321号） 石巻市コミュニティセンター条例（平成24年3月27日条例第4号） <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> <b>【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】</b> 石巻市震災復興基本計画 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 2 地域の力でみんなで守る (1) 地域コミュニティの再生支援 集会所等コミュニティ施設の復旧
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成25年 8月 相川地域の明日を考える会より要望 (相川地域の集団高台移転地に建設予定の集会所設置について) 10月 相川地域コミュニティ施設建設推進委員会発足 平成26年 1月 北上まちづくり委員会に建設に向けた支援を要請 2月 相川地域コミュニティ施設建設に向けた住民ワークショップ開催（～現在継続） 11月 設置予定場所明記により再度、市長へ要望 平成29年 9月 石巻市相川地区コミュニティセンターの設置条例制定 建築工事着工 10月 指定管理者指定申請書受理 指定管理者選定通知の発送

<p><b>⑤ 主な内容</b></p> <p>1 施設概要  名 称：石巻市相川地区コミュニティセンター  所 在 地：石巻市北上町十三浜字猪の沢44番地1  施設規模：木造平屋建て 延べ床面積：約330㎡  施設機能：会議室（和室）・調理室・多目的ホール等</p> <p>2 指定する法人又は団体  指定候補者：相川地区コミュニティ推進協議会  代表者 会長 鈴木 学  石巻市蛇田字新西前沼58番地  選定方法：非公募  選定理由：本施設は相川地区コミュニティ活動の再生及び活性化を図るための集会所的施設であり、当該地域の住民組織が管理運営することにより、効率的な管理運営が図られ、活性化が期待できるため。</p> <p>3 指定期間  平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>4 運営形態  開館時間 午前9時から午後9時まで</p>
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p>【影響・効果】  施設設置により地域コミュニティの活性化が図られる。また地域住民組織に指定管理することにより、有効かつ効率的な運営管理が図られる。</p> <p>【市財政への負担】  平成30年度指定管理料 1,337千円  債務負担行為 平成32年度までの協定書に基づく指定管理料</p>
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算案について提案  平成30年 3月 建設工事完了予定  指定管理者に係る基本協定の締結  4月 指定管理者に係る年度協定の締結  供用開始に合わせて指定管理開始</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>